

資料名：募集要項

頁 (旧)	旧（令和8年4月22日公表）	新（令和8年5月26日公表）
7	<p>3.1.2. 「(1) 応募者の参加資格要件（共通）」</p> <p>(i) 選定委員会の委員が属する企業、又はその子会社、若しくは親会社である者以外の者であること。</p> <p>(j) 代表者又は役員等が、「高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則」（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者であること。</p>	<p>3.1.2. 「(1) 応募者の参加資格要件（共通）」</p> <p>(i) 代表者又は役員等が、「高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則」（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者であること。</p>
8	<p>3.1.2.(2) 「b 建設企業」</p> <p>(e) 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を建設業務期間に専任で1名配置し得ること。なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。</p>	<p>3.1.2.(2) 「b 建設企業」</p> <p>(e) 建設業法に基づく「建築工事業」に係る監理技術者（監理技術者講習を修了している者に限る。）を建設業務期間に専任で1名配置し得ること。なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。<u>また、選定後、やむを得ない事情により市が必要と認めた場合、建設企業は配置予定技術者（監理技術者）を変更することができる。</u></p>
8	<p>3.1.2.(2) 「b 建設企業」</p> <p>(f) 建設業法に基づく「建築工事業」に係る国家資格を有する主任技術者を建設業務期間に専任で1名配置し得ること。なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。</p>	<p>3.1.2.(2) 「b 建設企業」</p> <p>(f) 建設業法に基づく「建築工事業」に係る国家資格を有する主任技術者を建設業務期間に専任で1名配置し得ること。なお、当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。<u>また、選定後、やむを得ない事情により市が必要と認めた場合、建設企業は配置予定技術者（主任技術者）を変更することができる。</u></p>
15	<p>4.3.9. 応募の無効</p> <p>d 価格提案書内訳書を提出しない者が行った応募又は価格提案書の提案価格と合計金額が一致しない<u>価格提案書内訳書</u>を提出した者が行った応募</p>	<p>4.3.9. 応募の無効</p> <p>d <u>提案価格内訳書</u>を提出しない者が行った応募又は価格提案書の提案価格と合計金額が一致しない<u>提案価格内訳書</u>を提出した者が行った応募</p>
19	<p>6.1.3. 土地売買契約又定期借地権設定契約の締結</p> <p>e 事業契約の締結後、余剰地活用企業が付属資料5「事業契約書（案）」第51条第3項、第55条第10項及び第58条第6項の規定が適用される場合は、市は違約金として、事業契約書に規定する金額を上限とする違約金を<u>優先交渉権者</u>に請求できるものとする。</p>	<p>6.1.3. 土地売買契約又定期借地権設定契約の締結</p> <p>e 事業契約の締結後、余剰地活用企業が付属資料5「事業契約書（案）」第51条第3項、第55条第10項及び第58条第6項の規定が適用される場合は、市は違約金として、事業契約書に規定する金額を上限とする違約金を<u>余剰地活用企業</u>に請求できるものとする。</p>

資料名：要求水準書【Ⅰ. 全体編】

頁 (旧)	旧（令和8年4月10日公表）	新（令和8年5月26日公表）																								
-	目次 【該当項目なし】	目次 (5) 個人情報の取扱いについて..... 2																								
4	<p>2（1）イ 「(ア) サービス対価の構成」 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象費目</th> <th>契約時点の算定条件</th> <th>精算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・増築部分撤去費 (サービス対価A-2)</td> <td>予算として19,400,000円(消費税別)を計上</td> <td>・撤去の実態にあわせて実費精算する。</td> </tr> <tr> <td>・移転実費 (サービス対価B-2)</td> <td>引越しサービス費 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数 :44件 本移転の件数 :163件 引越しサービス費(1件当たり) :PFI事業者が設定</td> <td>・内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数が、契約時点の算定条件と異なる場合等は、合理的な範囲で実費精算する。 ・引越しサービス費(1戸当たり)の増減は、市に帰責事由がある場合及び不可抗力による場合を除き、精算対象としない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮移転先仲介手数料 外部仮移転先の件数:36件 仮移転先仲介手数料の支払い戸数、金額はPFI事業者が設定のうえ、総額を見積り</td> <td>・外部仮移転先の件数の増減に応じて、仮移転先仲介手数料を比例して精算</td> </tr> </tbody> </table>	対象費目	契約時点の算定条件	精算方法	・増築部分撤去費 (サービス対価A-2)	予算として19,400,000円(消費税別)を計上	・撤去の実態にあわせて実費精算する。	・移転実費 (サービス対価B-2)	引越しサービス費 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数 :44件 本移転の件数 :163件 引越しサービス費(1件当たり) :PFI事業者が設定	・内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数が、契約時点の算定条件と異なる場合等は、合理的な範囲で実費精算する。 ・引越しサービス費(1戸当たり)の増減は、市に帰責事由がある場合及び不可抗力による場合を除き、精算対象としない。		仮移転先仲介手数料 外部仮移転先の件数:36件 仮移転先仲介手数料の支払い戸数、金額はPFI事業者が設定のうえ、総額を見積り	・外部仮移転先の件数の増減に応じて、仮移転先仲介手数料を比例して精算	<p>2（1）イ 「(ア) サービス対価の構成」 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象費目</th> <th>契約時点の算定条件</th> <th>精算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・増築部分撤去費 (サービス対価A-2)</td> <td>予算として19,400,000円(消費税別)を計上</td> <td>・撤去の実態にあわせて実費精算する。</td> </tr> <tr> <td>・移転実費 (サービス対価B-2)</td> <td>引越しサービス費 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数 :44件 本移転の件数 :163件 引越しサービス費(1件当たり) :PFI事業者が設定</td> <td>・内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数又は本移転の件数が、契約時点の算定条件と異なる場合等は、合理的な範囲で実費精算する。 ・引越しサービス費(1戸当たり)の増減は、市に帰責事由がある場合及び不可抗力による場合を除き、精算対象としない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮移転先仲介手数料 外部仮移転先の件数:36件 仮移転先仲介手数料の支払い戸数、金額はPFI事業者が設定のうえ、総額を見積り</td> <td>・外部仮移転先の件数の増減に応じて、仮移転先仲介手数料を比例して精算</td> </tr> </tbody> </table>	対象費目	契約時点の算定条件	精算方法	・増築部分撤去費 (サービス対価A-2)	予算として19,400,000円(消費税別)を計上	・撤去の実態にあわせて実費精算する。	・移転実費 (サービス対価B-2)	引越しサービス費 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数 :44件 本移転の件数 :163件 引越しサービス費(1件当たり) :PFI事業者が設定	・内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数又は本移転の件数が、契約時点の算定条件と異なる場合等は、合理的な範囲で実費精算する。 ・引越しサービス費(1戸当たり)の増減は、市に帰責事由がある場合及び不可抗力による場合を除き、精算対象としない。		仮移転先仲介手数料 外部仮移転先の件数:36件 仮移転先仲介手数料の支払い戸数、金額はPFI事業者が設定のうえ、総額を見積り	・外部仮移転先の件数の増減に応じて、仮移転先仲介手数料を比例して精算
対象費目	契約時点の算定条件	精算方法																								
・増築部分撤去費 (サービス対価A-2)	予算として19,400,000円(消費税別)を計上	・撤去の実態にあわせて実費精算する。																								
・移転実費 (サービス対価B-2)	引越しサービス費 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数 :44件 本移転の件数 :163件 引越しサービス費(1件当たり) :PFI事業者が設定	・内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数が、契約時点の算定条件と異なる場合等は、合理的な範囲で実費精算する。 ・引越しサービス費(1戸当たり)の増減は、市に帰責事由がある場合及び不可抗力による場合を除き、精算対象としない。																								
	仮移転先仲介手数料 外部仮移転先の件数:36件 仮移転先仲介手数料の支払い戸数、金額はPFI事業者が設定のうえ、総額を見積り	・外部仮移転先の件数の増減に応じて、仮移転先仲介手数料を比例して精算																								
対象費目	契約時点の算定条件	精算方法																								
・増築部分撤去費 (サービス対価A-2)	予算として19,400,000円(消費税別)を計上	・撤去の実態にあわせて実費精算する。																								
・移転実費 (サービス対価B-2)	引越しサービス費 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数 :44件 本移転の件数 :163件 引越しサービス費(1件当たり) :PFI事業者が設定	・内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計件数又は本移転の件数が、契約時点の算定条件と異なる場合等は、合理的な範囲で実費精算する。 ・引越しサービス費(1戸当たり)の増減は、市に帰責事由がある場合及び不可抗力による場合を除き、精算対象としない。																								
	仮移転先仲介手数料 外部仮移転先の件数:36件 仮移転先仲介手数料の支払い戸数、金額はPFI事業者が設定のうえ、総額を見積り	・外部仮移転先の件数の増減に応じて、仮移転先仲介手数料を比例して精算																								
11	<p>3 事業方針 (1) 団地住民の生活にあった多様な市営住宅の供給 (以下略)</p>	<p>3 事業方針 <u>市は、六泉寺町市営住宅を、高知市営住宅の基幹団地としての役割を担うとともに、地域防災やコミュニティの向上に寄与する団地として整備することをめざす。その実現に向け、六泉寺町市営住宅等再編事業（第1期及び今後実施を予定する第2期）の事業方針を以下のとおり定める。</u> <u>PFI事業者等は、本事業（第1期）の実施に当たり、この事業方針を十分に理解した上で取り組むこと。</u> <u>なお、以上を踏まえ、事業方針に記載する各事項は、事業の要件及び市が要求する業務の最低水準を示すものではない。また、「補足：民間事業者への提案への期待」は、最低水準を上回る事項として、市がPFI事業者等の任意の提案に委ねるものである。</u> (1) 団地住民の生活にあった多様な市営住宅の供給 (以下略)</p>																								

資料名：要求水準書【Ⅱ. 市営住宅整備業務編】

頁 (旧)	旧（令和8年4月10日公表）	新（令和8年5月26日公表）
6	<p>3（1）「エ 住棟共用部分」 ・エレベーターを各住棟で2基ずつ、<u>もしくは合計4基以上</u>設置する。</p>	<p>3（1）「エ 住棟共用部分」 ・エレベーターを各住棟で2基ずつ、<u>合計4基以上</u>設置する。</p>

資料名：要求水準書【Ⅱ. 市営住宅整備業務編】 別紙2 施設設計要領

頁 (旧)	旧 (令和8年4月10日公表)	新 (令和8年5月26日公表)														
1	<p>第1 ■基本計画 「安全性」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共用廊下、階段、雨樋等から、<u>エントランスホール</u>、受水槽、駐輪場等の屋根、屋上又は住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮すること。この場合、管理（保守点検）上支障のないよう考慮すること。</li> </ul>	<p>第1 ■基本計画 「安全性」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共用廊下、階段、雨樋等から、<u>玄関ホール</u>、受水槽、駐輪場等の屋根、屋上又は住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮すること。この場合、管理（保守点検）上支障のないよう考慮すること。</li> </ul>														
7	<p>第2 ■共用部分 「住棟出入口及び玄関ホール・談話コーナー」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>エントランス</u>とEVホール、住戸玄関の位置関係についてはプライバシーに配慮した計画とすること。</li> <li>EVホール、主たる階段室は、<u>エントランス</u>付近に配置すること。</li> <li>(中略)</li> <li><u>エントランス</u>には、集合郵便受、住戸案内板、掲示板を設置すること。</li> <li>(中略)</li> <li>引越し時の保護のため、<u>エントランス</u>の隅角部には養生を施すこと。</li> </ul>	<p>第2 ■共用部分 「住棟出入口及び玄関ホール・談話コーナー」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>玄関ホール</u>とEVホール、住戸玄関の位置関係についてはプライバシーに配慮した計画とすること。</li> <li>EVホール、主たる階段室は、<u>玄関ホール</u>付近に配置すること。</li> <li>(中略)</li> <li><u>玄関ホール</u>には、集合郵便受、住戸案内板、掲示板を設置すること。</li> <li>(中略)</li> <li>引越し時の保護のため、<u>玄関ホール</u>の隅角部には養生を施すこと。</li> </ul>														
8	<p>第2 ■共用部分 「共用廊下」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす住戸から<u>エントランス</u>までの経路は、車いすがすれ違えるようにするとともに、直径1,500mm以上の回転スペースを適切に配置する。</li> </ul>	<p>第2 ■共用部分 「共用廊下」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす住戸から<u>玄関ホール</u>までの経路は、車いすがすれ違えるようにするとともに、直径1,500mm以上の回転スペースを適切に配置する。</li> </ul>														
11	<p>第2 ■専用部分の共通事項 「共通」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床下懐は、給水管・排水管・ガス管を通し、必要以上には大きくしないこと。なお、<u>床暖房</u>、<u>床下収納</u>、<u>床下への設備ヘッダー</u>は設けないこと。</li> </ul>	<p>第2 ■専用部分の共通事項 「共通」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床下懐は、給水管・排水管・ガス管を通し、必要以上には大きくしないこと。なお、<u>床暖房</u>、<u>床下収納</u>は設けないこと。</li> </ul>														
19	<p>第3 ■駐車場</p> <p>1台当たりの区画は2,500mm×5,000mm以上、大型車用は2,500mm×6,000mm以上、車いす使用者用は3,500mm×6,000mm以上とすること。</p>	<p>第3 ■駐車場</p> <p><u>1台当たりの区画は2,500mm×5,000mm以上、車いす使用者用は3,500mm×6,000mm以上</u>とすること。</p>														
19	<p>第3 ■駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者用駐車場は、上記台数の内数として7台分を確保することとし、<u>エントランス</u>近くに確保し、雨天時の利用に配慮すること。</li> </ul>	<p>第3 ■駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者用駐車場は、上記台数の内数として7台分を確保することとし、<u>玄関ホール</u>近くに確保し、雨天時の利用に配慮すること。</li> </ul>														
20	<p>第3 ■駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス用駐車場（緊急車両や社会福祉施設車両等用の駐車場）は、<u>エントランスホール</u>に寄り付けるよう配置する。また、白字でサービス用駐車場であることが分かるように明示する。</li> </ul>	<p>第3 ■駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス用駐車場（緊急車両や社会福祉施設車両等用の駐車場）は、<u>玄関ホール</u>に寄り付けるよう配置する。また、白字でサービス用駐車場であることが分かるように明示する。</li> </ul>														
26	<p>第3 ■植栽等の外構 「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>電気室</u>、<u>増圧ポンプ室</u>等については、別棟として配置しても構わないが、敷地外への騒音等に配慮し、浸水想定深に対応できるように設置すること。</li> </ul>	<p>第3 ■植栽等の外構 「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>電気室については</u>、別棟として配置しても構わないが、敷地外への騒音等に配慮し、浸水想定深に対応できるように設置すること。</li> </ul>														
26	<p>第5 ■その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">■その他 室名</th> <th colspan="4">仕上げ</th> </tr> <tr> <th>床</th> <th>巾木</th> <th>壁</th> <th>天井</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増圧ポンプ室</td> <td>コンクリート コテ押え</td> <td></td> <td>コンクリート打放し、 グラスウール吸音材 t=25張り</td> <td>コンクリート打放し、 グラスウール吸音材 t=25張り</td> </tr> </tbody> </table>	■その他 室名	仕上げ				床	巾木	壁	天井	増圧ポンプ室	コンクリート コテ押え		コンクリート打放し、 グラスウール吸音材 t=25張り	コンクリート打放し、 グラスウール吸音材 t=25張り	<p>第5 ■その他</p> <p>【項目ごと削除】</p>
■その他 室名	仕上げ															
	床	巾木	壁	天井												
増圧ポンプ室	コンクリート コテ押え		コンクリート打放し、 グラスウール吸音材 t=25張り	コンクリート打放し、 グラスウール吸音材 t=25張り												
31	<p>第6 ■電気設備 「受電設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共用設備及び附帯施設：計量に適切な場所 棟内共用（電灯、動力）は棟毎、別棟の場合の増圧ポンプ室（電灯、動力）、集会所、<u>屋外灯</u>、<u>駐車場</u>は個別に計量可能とすること。</li> </ul>	<p>第6 ■電気設備 「受電設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共用設備及び附帯施設：計量に適切な場所 棟内共用（電灯、動力）は棟毎、<u>別棟の場合の集会所</u>、<u>屋外灯</u>、<u>駐車場</u>は個別に計量可能とすること。</li> </ul>														

37	<p>第7 ■機械設備 「屋内給水設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各所への給水はさや管ヘッダー方式により供給すること。<u>ヘッダーの取付け位置は水抜き可能な場所とすること。</u></li> </ul> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>増圧ポンプの給水堅管には、1階PS内に仕切弁を設けること。</u></li> </ul>	<p>第7 ■機械設備 「屋内給水設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各所への給水はさや管ヘッダー方式により供給すること。</li> <li><u>給水用設備ヘッダーは、原則として共用部に面するPS等の壁穴部への設置とし、天井内への設置、天井配管は行わないこととする。</u></li> <li><u>平面プラン等により、やむを得ず床下に設ける場合は、床下点検口を設けて点検できるようにすること。</u></li> </ul> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>給水堅管には、1階PS内に仕切弁を設けること。</u></li> </ul>																																															
38	<p>第7 ■機械設備 「排水設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>塩ビ管を用いる場合は、耐火二層管（内管VP）とすること。</u>また、継手は、原則大曲り継手とすること。</li> </ul>	<p>第7 ■機械設備 「排水設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>PS内の主管については、耐火VP、またはVP+区画貫通処理、耐火二層管とすること。</u>住戸内転がし配管については、<u>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管同等とすること。</u>また、継手は、原則大曲り継手とすること。</li> </ul>																																															
39	<p>第7 ■機械設備 「換気」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>増圧ポンプ室及び電気室（電気室が必要な場合）の換気は、</u>外部への騒音対策として、消音チャンバー等を設置すること。</li> </ul>	<p>第7 ■機械設備 「排水設備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>電気室（電気室が必要な場合）の換気は、</u>外部への騒音対策として、消音チャンバー等を設置すること。</li> </ul>																																															
42	<p>第10 ■太陽光発電設備 「仕様」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電量と利用内容を踏まえた容量の蓄電池を設置する。</li> </ul>	<p>第10 ■太陽光発電設備 「仕様」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電量と利用内容を踏まえた容量の蓄電池を設置する。<u>なお、停電時に維持すべき機能としては、避難スペース、共用廊下、階段、集会所の間引き照明点灯（12時間程度）及び集会所での携帯電話充電程度の共用コンセント利用を想定する。</u></li> </ul>																																															
45	<p>第12 【給水設備工事】 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>項目(名称)</th> <th>仕様及び検討事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">増圧ポンプ室</td> <td>メイン配管</td> <td>配管取り替え工事の際、断水の必要がないように、バイパスでの供給が出来るようにすること。</td> <td>断水・赤水の防止。</td> </tr> <tr> <td>増圧ポンプ</td> <td>ステンレス又はライニング型とすること。</td> <td>錆び、水あか発生防止。</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> <td>故障時通報用の電話回線要。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS</td> <td>水道メーター</td> <td>集中検針盤とすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外</td> <td>散水栓</td> <td>キー式水栓とすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>散水用ホース</td> <td>破れない材質とすること。各受水槽手前に1個設置すること。</td> <td rowspan="2">キー式水栓とすること。</td> </tr> <tr> <td>保安用水栓</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	場所	項目(名称)	仕様及び検討事項	備考	増圧ポンプ室	メイン配管	配管取り替え工事の際、断水の必要がないように、バイパスでの供給が出来るようにすること。	断水・赤水の防止。	増圧ポンプ	ステンレス又はライニング型とすること。	錆び、水あか発生防止。	制御盤	故障時通報用の電話回線要。		PS	水道メーター	集中検針盤とすること。		屋外	散水栓	キー式水栓とすること。		散水用ホース	破れない材質とすること。各受水槽手前に1個設置すること。	キー式水栓とすること。	保安用水栓		<p>第12 【給水設備工事】 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>項目(名称)</th> <th>仕様及び検討事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共用部</td> <td>受水槽</td> <td>受水槽</td> <td>ステンレス複合板二層式、塩素滅菌装置付、受水槽一体型ポンプ機械室付、緊急遮断弁付とすること。浸水想定高さ以上に設置すること。</td> </tr> <tr> <td>PS</td> <td>水道メーター</td> <td>集中検針盤とすること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外</td> <td>散水栓</td> <td>キー式水栓とすること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>散水用ホース</td> <td>破れない材質とすること。各受水槽手前に1個設置すること。</td> <td rowspan="2">キー式水栓とすること。</td> </tr> <tr> <td>保安用水栓</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【増圧ポンプの項目を削除】</p>	場所	項目(名称)	仕様及び検討事項	備考	共用部	受水槽	受水槽	ステンレス複合板二層式、塩素滅菌装置付、受水槽一体型ポンプ機械室付、緊急遮断弁付とすること。浸水想定高さ以上に設置すること。	PS	水道メーター	集中検針盤とすること。	屋外	散水栓	キー式水栓とすること。		散水用ホース	破れない材質とすること。各受水槽手前に1個設置すること。	キー式水栓とすること。	保安用水栓	
場所	項目(名称)	仕様及び検討事項	備考																																														
増圧ポンプ室	メイン配管	配管取り替え工事の際、断水の必要がないように、バイパスでの供給が出来るようにすること。	断水・赤水の防止。																																														
	増圧ポンプ	ステンレス又はライニング型とすること。	錆び、水あか発生防止。																																														
	制御盤	故障時通報用の電話回線要。																																															
PS	水道メーター	集中検針盤とすること。																																															
屋外	散水栓	キー式水栓とすること。																																															
	散水用ホース	破れない材質とすること。各受水槽手前に1個設置すること。	キー式水栓とすること。																																														
	保安用水栓																																																
場所	項目(名称)	仕様及び検討事項	備考																																														
共用部	受水槽	受水槽	ステンレス複合板二層式、塩素滅菌装置付、受水槽一体型ポンプ機械室付、緊急遮断弁付とすること。浸水想定高さ以上に設置すること。																																														
	PS	水道メーター	集中検針盤とすること。																																														
屋外	散水栓	キー式水栓とすること。																																															
	散水用ホース	破れない材質とすること。各受水槽手前に1個設置すること。	キー式水栓とすること。																																														
	保安用水栓																																																

資料名：要求水準書【IV. 余剰地活用事業編】

頁(旧)	旧 (令和8年4月10日公表)	新 (令和8年5月26日公表)
3	<p>なお、市が民間活用地を第三者に直接売却することは原則として認めないが、<u>余剰地活用企業及び当該第三者より申し入れがあった場合、協議に応じるものとする。</u></p>	<p>なお、市が民間活用地を第三者に直接売却することは原則として認めない。<u>ただし、余剰地活用に関する事業環境及び社会経済環境が事業契約の時点から大きく変化していることが客観的に認められ、かつ、余剰地活用企業及び当該第三者（募集要項に定める参加資格を有する場合に限る。）より申し入れがあった場合、市は協議に応じるものとする。</u></p>

資料名：様式集 (Word)

頁(旧)	旧 (令和8年4月10日公表)	新 (令和8年5月26日公表)
22	<p>様式2-12「添付書類提出確認書」</p> <p>⑫ 応募者の資格を<u>称</u>する書類の写し</p>	<p>様式2-12「添付書類提出確認書」</p> <p>⑫ 応募者の資格を<u>証</u>する書類の写し</p>

資料名：様式集（Excel） 様式4-4 提案価格内訳書

頁 (旧)	旧（令和8年4月10日公表）	新（令和8年5月26日公表）																																										
3	<p>3 入居者移転支援費の内訳</p> <p>【留意事項等】</p> <p>2 引っ越しサービス費（内、D街区の入居者による仮移転等完了までの部分）の見込み額は、内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数を44戸を対象として、<u>引っ越し1回1戸あたりの金額120,200円（消費税別）を乗じて算定すること。</u></p> <p>3 引っ越しサービス費（内、D街区の入居者による仮移転等完了以降の部分）の見込み額は、本移転戸数163戸を対象として、<u>引っ越し1回1戸あたりの金額120,200円（消費税別）を乗じて算定すること。</u>事業実施後に本移転戸数の増減に従い、変更する。</p>	<p>3 入居者移転支援費の内訳</p> <p>【留意事項等】</p> <p>2 引っ越しサービス費（内、D街区の入居者による仮移転等完了までの部分）の見込み額は、内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数を44戸を対象として、<u>応募者が1回1戸当たりの金額を見積もったうえで、これらを乗じて算定すること。</u></p> <p>3 引っ越しサービス費（内、D街区の入居者による仮移転等完了以降の部分）の見込み額は、本移転戸数163戸を対象として、<u>応募者が引っ越し1回1戸当たりの金額を見積もったうえで、これらを乗じて算定すること。</u>事業実施後に本移転戸数の増減に従い、変更する。</p>																																										
	<p>3 入居者移転支援費の内訳</p> <p>【留意事項等】</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>移転支援実費</th> <th>費目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市指定 パラメータ</td> <td>A 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数</td> <td>44 戸</td> <td>うち、外部仮移転の対象戸数を36戸とする。</td> </tr> <tr> <td>B 本移転戸数</td> <td>163 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 引っ越しサービス費（1戸当たり）※消費税別</td> <td>120.200 円/戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応募者指定 パラメータ</td> <td>D 仮移転先仲介手数料支払い戸数</td> <td>戸</td> <td>応募者が見積もる。</td> </tr> <tr> <td>E 仮移転先仲介手数料（1戸当たり）※消費税別</td> <td>円/戸</td> <td>応募者が見積もる。</td> </tr> </tbody> </table>	移転支援実費	費目	数値	備考	市指定 パラメータ	A 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数	44 戸	うち、外部仮移転の対象戸数を36戸とする。	B 本移転戸数	163 戸		C 引っ越しサービス費（1戸当たり）※消費税別	120.200 円/戸		応募者指定 パラメータ	D 仮移転先仲介手数料支払い戸数	戸	応募者が見積もる。	E 仮移転先仲介手数料（1戸当たり）※消費税別	円/戸	応募者が見積もる。	<p>3 入居者移転支援費の内訳</p> <p>【留意事項等】</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>移転支援実費</th> <th>費目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市指定 パラメータ</td> <td>A 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数</td> <td>44 戸</td> <td>うち、外部仮移転の対象戸数を36戸とする。</td> </tr> <tr> <td>B 本移転戸数</td> <td>163 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応募者指定 パラメータ</td> <td>C 引っ越しサービス費（1戸当たり）※消費税別</td> <td>【削除】 円/戸</td> <td>応募者が見積もる。</td> </tr> <tr> <td>D 仮移転先仲介手数料支払い戸数</td> <td>戸</td> <td>応募者が見積もる。</td> </tr> <tr> <td>E 仮移転先仲介手数料（1戸当たり）※消費税別</td> <td>円/戸</td> <td>応募者が見積もる。</td> </tr> </tbody> </table>	移転支援実費	費目	数値	備考	市指定 パラメータ	A 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数	44 戸	うち、外部仮移転の対象戸数を36戸とする。	B 本移転戸数	163 戸		応募者指定 パラメータ	C 引っ越しサービス費（1戸当たり）※消費税別	【削除】 円/戸	応募者が見積もる。	D 仮移転先仲介手数料支払い戸数	戸	応募者が見積もる。	E 仮移転先仲介手数料（1戸当たり）※消費税別	円/戸	応募者が見積もる。
移転支援実費	費目	数値	備考																																									
市指定 パラメータ	A 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数	44 戸	うち、外部仮移転の対象戸数を36戸とする。																																									
	B 本移転戸数	163 戸																																										
	C 引っ越しサービス費（1戸当たり）※消費税別	120.200 円/戸																																										
応募者指定 パラメータ	D 仮移転先仲介手数料支払い戸数	戸	応募者が見積もる。																																									
	E 仮移転先仲介手数料（1戸当たり）※消費税別	円/戸	応募者が見積もる。																																									
移転支援実費	費目	数値	備考																																									
市指定 パラメータ	A 内部仮移転、外部仮移転、住替え及び退去の合計戸数	44 戸	うち、外部仮移転の対象戸数を36戸とする。																																									
	B 本移転戸数	163 戸																																										
応募者指定 パラメータ	C 引っ越しサービス費（1戸当たり）※消費税別	【削除】 円/戸	応募者が見積もる。																																									
	D 仮移転先仲介手数料支払い戸数	戸	応募者が見積もる。																																									
	E 仮移転先仲介手数料（1戸当たり）※消費税別	円/戸	応募者が見積もる。																																									

資料名：事業契約書（案）

頁 (旧)	旧（令和8年4月10日公表）	新（令和8年5月26日公表）
31	<p>事業契約書（案）第65条第6項</p> <p>6 市から余剰地活用企業への余剰地の引渡しが不可抗力により履行不能となった場合、市は、<u>PFI事業者</u>と協議を行ったうえで、履行不能となった余剰地活用事業に関する部分についてのみ本契約を解除できる。この場合、市又は<u>PFI事業者</u>に生じた追加費用又は損害は各自が負担するものとし、相手方へは請求できないものとする。</p>	<p>事業契約書（案）第65条第6項</p> <p>6 市から余剰地活用企業への余剰地の引渡しが不可抗力により履行不能となった場合、市は、<u>PFI事業者等</u>と協議を行ったうえで、履行不能となった余剰地活用事業に関する部分についてのみ本契約を解除できる。この場合、市又は<u>PFI事業者等</u>に生じた追加費用又は損害は各自が負担するものとし、相手方へは請求できないものとする。</p>
49	<p>別紙6 1 (2) ア (ア) 支払時期及び金額</p> <p>市は、毎年度末又は新築住宅等の引渡しを受けた後において、PFI事業者に対し、完了している業務及び出来高（各種調査、基本計画及び実施設計等の出来形金額の算出ができない業務を除く。）に相応する対価（サービス対価A-1）を支払う。</p>	<p>別紙6 1 (2) ア (ア) 支払時期及び金額</p> <p>市は、毎年度末又は新築住宅等の引渡しを受けた後において、PFI事業者に対し、<u>完了している業務及び</u>出来高（各種調査、基本計画及び実施設計等の出来形金額の算出ができない業務を除く。）に相応する対価（サービス対価A-1）を支払う。</p>
49	<p>別紙6 1 (2) ア (イ) 支払手順</p> <p>市は、新築住宅等に係る出来形又は完工を確認し、PFI事業者から市の定める様式による請求書の提出を受けた日から30日以内にPFI事業者へ支払うものとする。</p>	<p>別紙6 1 (2) ア (イ) 支払手順</p> <p>市は、<u>完了している業務の業務報告書等及び</u>新築住宅等に係る出来形又は完工を確認し、PFI事業者から市の定める様式による請求書の提出を受けた日から30日以内にPFI事業者へ支払うものとする。</p>
49	<p>別紙6 1 (2) イ (ア) 支払時期及び金額</p> <p>市は、毎年度末において、PFI事業者に対し、出来高に相応する対価（サービス対価A-2）を支払う。</p>	<p>別紙6 1 (2) イ (ア) 支払時期及び金額</p> <p>市は、毎年度末において、PFI事業者に対し、<u>完了している業務及び</u>出来高に相応する対価（サービス対価A-2）を支払う。</p>
50	<p>別紙6 1 (2) イ (イ) 支払手順</p> <p>市は、増築部分撤去に係る出来形を確認し、PFI事業者から市の定める様式による請求書の提出を受けた日から30日以内にPFI事業者へ支払うものとする。</p>	<p>別紙6 1 (2) イ (イ) 支払手順</p> <p>市は、<u>完了している業務の業務報告書等及び</u>増築部分撤去に係る出来形を確認し、PFI事業者から市の定める様式による請求書の提出を受けた日から30日以内にPFI事業者へ支払うものとする。</p>

50	別紙6 1 (2) ウ (ア) 支払時期及び金額 また、PFI事業者による部分払いの請求があった場合、毎年度末に部分払金（移転支援人件費等の完了部分に相当する金額の確認ができない業務を除く。）に相応する対価（サービス対価B-1）を支払う。	別紙6 1 (2) ウ (ア) 支払時期及び金額 また、PFI事業者による部分払いの請求があった場合、毎年度末に部分払金（移転支援人件費等のうち、支出済みの額であり、支出額と支出日など根拠が明らかなものに限る。）に相応する対価（サービス対価B-1）を支払う。
50	別紙6 1 (2) エ (ア) 支払時期及び金額 なお、精算については、実績に基づき支払額を決定するものとする。	別紙6 1 (2) エ (ア) 支払時期及び金額 なお、精算については、実績に基づき支払額を決定するものとする。 <u>また、PFI事業者による部分払いの請求があった場合、毎年度末に部分払金（移転実費のうち、支出済みの額であり、支出額と支出日など根拠が明らかなものに限る。）に相応する対価（サービス対価B-2）を支払う。</u>

資料名：定期借地権設定契約書（案）

頁 (旧)	旧（令和8年4月10日公表）	新（令和8年5月26日公表）
	目次 第25条（貸付期間終了後の取り扱い） ..... 8 - 第26条（土地貸付料の精算） ..... 8	目次 <u>第25条（中途解約）</u> ..... <u>8</u> 第26条（貸付期間終了後の取り扱い） ..... 8 第27条（土地貸付料の精算） ..... 8 【以下、条項番号繰り下げ】
2	第6条第1項 本件土地の1月あたりの土地貸付料は、金●円/㎡とする。 (内、敷地1の土地売買代金 ●●●,●●●円/㎡) (内、敷地2の土地売買代金 ●●●,●●●円/㎡) (内、敷地3の土地売買代金 ●●●,●●●円/㎡)	第6条第1項 本件土地の1月あたりの土地貸付料は、金●円/㎡とする。 (内、敷地1の土地貸付料 ●●●,●●●円/㎡) (内、敷地2の土地貸付料 ●●●,●●●円/㎡) (内、敷地3の土地貸付料 ●●●,●●●円/㎡)
3	第11条第2項 2 余剰地活用企業が預託した保証金は、余剰地活用企業の市に対する未払い債務、第27条第1項に規定する損害賠償その他本契約に基づき、余剰地活用企業が負担すべき一切の債務（民間施設等、工作物等の除去その他終了時に第12条に定める引渡時と同じ状態での返還を懈怠した際に要する費用等にかかる債務を含む。）を担保するものとする。	第11条第2項 2 余剰地活用企業が預託した保証金は、余剰地活用企業の市に対する未払い債務、 <u>第28条</u> 第1項に規定する損害賠償その他本契約に基づき、余剰地活用企業が負担すべき一切の債務（民間施設等、工作物等の除去その他終了時に第12条に定める引渡時と同じ状態での返還を懈怠した際に要する費用等にかかる債務を含む。）を担保するものとする。
6	第22条第2項 2 前項に定める違約金は、 <u>第27条</u> 第1項に定める損害賠償額とは別個に支払われるものとする。	第22条第2項 2 前項に定める違約金は、 <u>第28条</u> 第1項に定める損害賠償額とは別個に支払われるものとする。
8	【該当条項なし】	<u>（中途解約）</u> <u>第25条 余剰地活用企業は、第5条第1項の貸付期間中であっても、貸付期間開始後10年が経過した場合に限り、本契約を終了させようとする日の1年前までに市に書面での申し入れを行ったときは、本契約の全部又は一部（ただし、第1条の表に定める敷地1、敷地2又は敷地3を単位とする）を解約することができる。</u>
8~9	条項番号 第25条 ~ 第33条	条項番号 <u>第26条</u> ~ <u>第34条</u>

※誤字等の軽微修正は新旧対照表への掲載を省略します。